

島本町教育委員会 会議録（令和2年第11回 定例会）

日 時	令和2年10月26日（月） 午前9時30分 ～ 午前9時40分
場 所	島本町役場地階 第五会議室
出 席 者	持田学教育長、高岡理恵教育委員、西山洋子教育委員、森田美佐教育委員 西尾一実教育委員
委 員 及 び 事 務 局 職 員	（教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長 （教育総務課）廣井信弥課長、島本恵子主査 （教育推進課）山田敏博課長 （子育て支援課）南田篤志課長 （生涯学習課）奥野大介課長
欠 席 者	
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第11号報告 事務局職員人事の臨時代理について
議 決 事 項	
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者0名

教育長

本日、出席者は5名です。定数を満たしておりますので、令和2年第11回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録署名委員は、島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、高岡教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録署名委員は、高岡教育委員に決定いたしました。よろしく願いいたします。

それでは、第11号報告「事務局職員人事の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第11号報告「事務局職員人事の臨時代理について」、御説明申し上げます。本案件は、去る令和2年10月1日付けで発令された事務局職員の人事異動に関するものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第8号の「事務局職員及び学校その他の教育機関の職員（府費負担教職員を除く。）の任免を行うこと。」に該当するため、通常であれば、教育委員会の議決を経る必要があるものでございます。しかしながら、発令案が示されたのが発令日の間際となり、教育委員会の議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

添付資料を御覧ください。人事発令の内容につきましては、教育こども部子育て支援課に所属していた再任用職員を含む保育士2名に関し、いずれも健康福祉部いきいき健康課及び教育こども部子育て支援課の兼務としたものでございます。なお、今回の異動につきましては、本年10月1日に、いきいき健康課内に新たに子育て世代包括支援センターが設置され、それまで子育て支援課が所管していた子育て支援事業に関する事務の一部が同センターに移管されたことに伴い、行ったものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育委員

子育て世代包括支援センターが設けられたということですが、こういった活動をされるのですか。

子育て支援課長 子育て支援の各種事業につきましては、いきいき健康課と子育て支援課が中心となって進めてまいりましたが、妊娠期から出産、子育て期の切れ目のない相談窓口を設置し、ワンストップサービスを提供するという趣旨の下、設置されました。新たに母子保健コーディネーターとして助産師を雇用するとともに、従来から子育て事業に関わる保健師、管理栄養士、今回兼務で配置されることとなりました保育士が従事することとなります。保育士については、従来から実施している幼児教室や発達相談をセンターで行いながら、引き続き園庭開放や支援保育の対象となる保護者の支援を行ってまいります。

教育委員 いつから設置されるのですか。

子育て支援課長 令和2年10月1日付けで、ふれあいセンター内のいきいき健康課に設置されます。

教育長 他にございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものといたします。

それでは、これをもちまして、令和2年第11回教育委員会定例会を閉会いたします。